

大阪府の休業要請支援金の (府・市共同支援金) 申請を忘れていませんか？

申請手続 ▶▶ **5月31日**  **まで**

大阪府から休業の協力要請等を受け、深刻な影響を被っている中小・個人事業主に支給されます。申請手続がまだの方はお急ぎ下さい。

中小企業
100万円

個人事業主
50万円

コールセンター **06-6210-9525**

お問合せ先



岸和田商工会議所 072-439-5023